

資料 1

〔平成 30 年 3 月 20 日〕
〔地方財政審議会〕

地方税法第 389 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の償却資産を指定する件の一部改正について

資料 1-1

地方税法第389条第1項第1号及び第2号の償却資産を指定する件の一部改正について（総括）

区 分		知 事 配 分			大 臣 配 分			計		
		改正前	改正後	増 減	改正前	改正後	増 減	改正前	改正後	増 減
第1号資産	船 舶	203	201	△2	1,480	1,482	2	1,683	1,683	-
	船 舶 以 外	91	92	1	712	715	3	803	807	4
第1号資産の計		294	293	△1	2,192	2,197	5	2,486	2,490	4
第2号資産		376	379	3	133	134	1	509	513	4
合計		670	672	2	2,325	2,331	6	2,995	3,003	8

※単位については、船舶は隻数、航空機は機数、これら以外は所有者数

地方税法第389条第1項第1号の償却資産を指定する件の一部改正について（内訳）

区 分		平成30年 2月現在 (A)	新規指定(B)	指定取消(C)	増減(B)-(C)	計(A)+(B)-(C)	指定変更(D)	備 考	
船 舶	知事配分	203		2	△2	201		指定取消2件（大臣配分資産への移行1件、海外売船1件）	
	大臣配分	1,480	14	12	2	1,482	2	新規指定14件（新造10件、日本船籍取得1件、市町村申告からの移行2件、知事配分資産からの移行1件） 指定取消12件（海外売船11件、解撤1件） 指定変更2件（船舶名変更2件）	
船舶 の計		1,683	14	14	-	1,683	2		
船舶以外	知事配分	鉄軌道（車両）	82			-	82		
		索道（搬器）	2			-	2	1	指定変更1件（所有者変更1件）
		航空機	7	1		1	8		新規指定1件（新造1件）
	知事配分の計		91	1	-	1	92	1	
	大臣配分	鉄軌道（車両）	66	1	4	△3	63		新規指定1件（事業開始によるもの1件） 指定取消4件（新規事業者への資産譲渡1件、運行会社への資産売却3件）
		航空機	646	8	2	6	652		新規指定8件（新造8件） 指定取消2件（海外売却1件、解撤1件）
	大臣配分の計		712	9	6	3	715	-	
船舶以外 の計		803	10	6	4	807	1		
合 計		2,486	24	20	4	2,490	3		

※単位については、船舶は隻数、航空機は機数、これら以外は所有者数

地方税法第389条第1項第2号の償却資産を指定する件の一部改正について（内訳）

区 分		平成30年 2月現在 (A)	新規指定(B)	指定取消(C)	増減(B)-(C)	計(A)+(B)-(C)	指定変更(D)	備 考
知事配分	鉄軌道（車両を除く）	87			-	87		
	ガス	33			-	33		
	電気	58	3		3	61		新規指定3件（事業開始によるもの3件）
	道路	9			-	9		
	電気通信	43			-	43		
	天然ガス	18			-	18		
	ダム	8			-	8		
	索道（搬器を除く）	2			-	2	1	指定変更1件（所有者変更1件）
	送水管	4			-	4		
	原料運搬	2			-	2		
	その他	112			-	112		
知事配分 の計		376	3	-	3	379	1	
大臣配分	鉄軌道（車両を除く）	42	1		1	43		新規指定1件（事業開始1件）
	ガス	11			-	11		
	電気	22			-	22		
	道路	6			-	6		
	電気通信	16			-	16		
	天然ガス	5			-	5		
	ダム	1			-	1		
	その他	30			-	30		
大臣配分 の計		133	1	-	1	134	-	
合 計		509	4	-	4	513	1	

※単位：所有者数